

## 13. 鋼船規則検査要領 B 編等における改正点の解説 (アスベストを含む材料の定義)

### 1. はじめに

2024年12月26日付一部改正により改正されている鋼船規則検査要領 B 編等（外国籍船舶用）中、アスベストを含む材料の定義に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は2025年1月1日から適用される。

### 2. 改正の背景

IACSはアスベストを含む材料の使用禁止に関するIACS統一解釈SC249を発行していた。

2011年1月1日以降は例外無くアスベストを含む材料の新規使用を禁止するSOLAS条約II-1章規則3-5に対して、IACS統一解釈SC249(Rev.1)はアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料の確認を要求していたが、アスベストを含む材料の定義が不明瞭であった。

IACSは、アスベストを含む材料の定義を明確にすることを目的として、2024年1月にアスベストを含む材料の使用禁止に関するIACS統一解釈SC249(Rev.1)の見直しを実施した。IACSはアスベストを含む材料の定義はMEPC.379(80)の付属書第1節の規定によることとするIACS統一解釈SC249(Rev.2)を発行した。

このため、IACS統一解釈SC249(Rev.2)に基づき、アスベストを含む材料の定義に関する要件を新たに規定した。

### 3. 改正の内容

製造中登録検査及び艀装品等の交換時において、宣言書及び必要な補足資料をもってアスベストを使用していないことを確認する従来の規定に加えて、アスベストを含む材料の定義を追加した。アスベストを含む材料の定義は、MEPC.379(80)の付属書第1節によることとする旨を規定した。